

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙・「みらい」
NO. 3814
17年12月19日(火)
・Fax 095-828-1953

労働者の家計簿 70万円の赤字

おはようございます。

何年か前に「武士の家計簿」という藤沢周平の小説が映画化されたが、一年の終わりに労働者の家計簿として生活をふりかえる。

なぜ数字を並べるかという、新自由主義の非正規雇用で、私たちの賃金が非常に低いかからだし、生活が赤字になっているからだ。さらに今、

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇。なくそう差別！ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

労働者の家計簿		
最低賃金のフルタイムで		
費目	収入	
	1月	年間
収入		
賃金	147,400	1,768,800
ボーナス	2回	200,000
残業など	10,000	120,000
合計		2,088,800
支出		
食費	40,000	480,000
外食費	12,500	150,000
家賃	60,000	720,000
税金	10,000	120,000
電気	6,000	72,000
ガス	5,000	60,000
水道	3,000	36,000
NHK	1,200	14,400
電話	2,700	32,400
交通費	5,000	60,000
車庫代	10,000	120,000
ローン	40,000	480,000
携帯	6,500	78,000
インターネット	6,000	72,000
衣類など	2,000	24,000
日用雑貨	3,200	38,400
車検、保険	3,000	36,000
生命保険	5,000	60,000
雑	10,000	120,000
	231,100	2,773,200
赤字が		684,400

また二〇一八年は選挙がない一年であるとして、自民党は税金もあげるといふ。国民は「ほかに選択肢がない」という理由から自民党を選んでいるし、弱者の味方を標榜す

その基本は、国は戦後作つた労働者保護法で、働く人の最低賃金の保障を定めた。しかし働き方改革で労働者保護法の規制緩和で、この最低賃金の確保すら、いま投げ捨てられようとしている。

長崎県の最低賃金は全国最低で一時間が七三七円だ。一日フルタイムで働いて五八九六円。一月に二五五働いて十四万七四〇〇円が賃金だ。残業やボーナスを含めて一年で合計二百八十八万八千八百円だ。総収入はこれだけだ。



この一年の家計簿は、非正規雇用の独身の男性で三〇歳の一人暮らしを想定している。アパートに借家で、軽自動車をもっている。中古で買ったので五年ローンだ。

一方、支出は項目も額も個人差はあるだろうから、一概には言えないが、おおむね誰でも関係するものを入れた。総支出は二百七十七万円で、赤字は年間に約七十万円となる。とても自力ではやっていけないし、親などの支援なしには生活ができない。

またこれには電化製品、家具の購入や修理などの費用は入ってなく、さらには貯金もできないので、親などの支援者がいない場合は、借金しかない。生活費に借金をするのは、この人は自己破産するしかない。

このままではこの男性は彼女とのデートや食事もままならず、結婚も厳しく、結婚しても、子供も財政的に作れない。もちろん家も持てない。このままでは個人としても先の展望は見えない。個人の集合体が国家だという理屈でいうと、国の将来も明るくない。国のトップ、政治家、財界人としても、無責任すぎるのではないか。



最後に労基法の第一条を付記する。

これを解決するには、非正規社員の正社員化、賃金の大幅引き上げ、会社の増員、労働法の規制緩和の阻止、労基法の破壊は許さない。これみんながたたかうしかない。

先日、経営者の言い分として、日本の労働者は守られていて、「不幸ではない」という新聞記事があったが、年収一千万円の高額ならばそうだろうが、それは労働者の中のものずかだ。貧乏の実態を見ていないか、自分さえよければそれでいい、という人なのだ。

一年で七十万円の赤字ということは、時給を三百五十円上げ、賃金を七十万円あげる必要がある。郵政ユニオンは春闘で、時給の千円アップを要求するが、生活の実態に合う、当然の要求なのだ。

生活とはたたか。生きることはたたか。労働組合とともにたたかう。これがいま一番求められている。団結権、団交権、スト権の労働三権の権利は普段に行使し、維持しなければ、法は有名無実となり、いったん失われた権利は自分で歩いて、労働者のためにはやってこない。労基法第一条を肝に銘じよう。

あらためてこの労基法の大切さを認識し、「これを「革命」とか「改革」と称して、破壊する安倍内閣や富裕層の更なる強欲主義を打ち破らなければならない。

（労働条件の原則）
第一条
労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
この法律で定める労働条件の基準は最低のものだから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向

、郵政ユニオンの
新年旗開き
1月13日(土) 18時半
地区労会館
会費、一千元と千円

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。